# 金沢市私立幼稚園施設整備費補助金交付要綱

（平成11年４月１日決裁）
改正　平成13年２月15日決裁
改正　平成15年４月１日決裁
改正　平成16年12月24日決裁
改正　平成17年４月１日決裁
改正　平成18年４月１日決裁
改正　平成29年３月24日決裁
改正　令和２年４月１日決裁
改正　令和２年12月21日決裁
改正　令和３年４月１日決裁

第１条　この要綱は、私立幼稚園に就園する幼児の心身の発達を助長することを目的として、適当な教育施設の環境整備を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条　この要綱において「私立幼稚園」とは、私立学校法（昭和24年法律第270号）第３条に規定する学校法人が、学校教育法（昭和22年法律第26号）第４条第１項の規定による認可を受けて、本市の区域内に設置する幼稚園をいう。

第３条　補助金は、私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年４月１日文部大臣裁定。別表において「国要綱」という。）又は石川県私立幼稚園教育環境整備費補助金交付要綱（平成８年７月22日石川県知事決裁）に規定する補助金の交付対象とされた事業で、市長が適当と認めたものを行う私立幼稚園の設置者で、市税を完納しているものに対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

第４条　補助金に係る補助対象事業、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、金沢市私立幼稚園施設耐震診断費等補助金交付要綱（平成17年４月１日決裁）の補助対象となった経費については、この要綱による補助金の補助対象経費から除くものとする。

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、別に定める補助金交付申請書に市税滞納状況調査承諾書（別記様式）を添えて市長に申請しなければならない。

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成11年度分からの補助金について適用する。

附　則（平成13年２月15日決裁）

この要綱は、平成13年４月１日から施行し、平成13年度分からの補助金について適用する。

附　則（平成15年４月１日決裁）

この要綱は、平成15年度分からの補助金について適用する。

附　則（平成16年12月24日決裁）

１　この要綱は、平成17年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱の規定による改正前の書式による用紙は、当分の間、

所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成17年４月１日決裁）

この要綱は、平成17年度分からの補助金について適用する。

附　則（平成18年４月１日決裁）

この要綱は、平成18年度分からの補助金について適用する。

附　則（平成29年３月24日決裁）

この要綱は、平成29年４月１日から施行し、平成29年度分からの補助金について適用する。

附　則（令和２年４月１日決裁）

この要綱は、令和２年度分からの補助金について適用する。

附　則（令和２年12月21日決裁）

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和３年４月１日決裁）

この要綱は、令和３年度分からの補助金について適用する。

別表（第４条関係）

| 補助対象事業 | 対象施設及び工事区分 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|---|---|---|---|---|
| 国要綱による国庫補助事業 | 園舎の改築 | 市基準による | 1/10 以内 | 1,000 万円 |
| | 園舎の増築<br>アスベスト等対策工事<br>耐震補強工事等<br>防犯対策工事<br>エコ改修事業（建物緑化・屋上緑化を除く。）<br>内部改修工事<br>バリアフリー化工事 | 国庫補助対象工事費 | 1/10 以内 | 1,000 万円 |
| | 屋外教育環境整備<br>エコ改修事業（建物緑化・屋上緑化に限る。） | 国庫補助対象工事費 | 1/10 以内 | 100 万円 |
| 石川県私立幼稚園教育環境整備費補助金交付要綱による県単独事業 | 改修工事 | 県費補助対象工事費 | 1/6 以内 | 県の補助金の額の 1/2 以内の額 |

備考

１　国要綱による国庫補助事業のうち、園舎の改築に係る市基準による補助対象経費の額は、

国要綱に定める補助単価の額又は建築実施単価の額のいずれか低い額に、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める補助対象面積と当該改築に係る国庫補助資格面積とのいずれか小さい面積を乗じて得た額とする。

| 石川県知事の認可を受けている学級数又は改築後の学級数のいずれか小さい学級数 | 補助対象面積 |
|---|---|
| １学級 | 180 ㎡ |
| ２学級以上 | 320 ㎡＋100 ㎡×（学級数－２） |

２　この表により算定した補助金の額に 10 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別記様式（第５条関係）

年　　月　　日

（宛先）金沢市長

市税滞納状況調査承諾書

　　年度私立幼稚園施設整備費補助金の申請に係る市税滞納状況を市長が調査することに同意します。

所 在 地
法 人 名
代表者名
（署名又は記名押印）